

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針1 協働によるまちづくりの推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
73	市政やまちづくりへの市民参加を促進させる仕組みづくり	◎市民参加を促進する仕組みづくり
74	協働の仕組みづくりの推進	◎協働の仕組みづくりの推進
75	地域の支え合いによるまちの活性化	◎互いに支え合う地域づくりの推進
76	心のバリアフリーを大切にした支え合いの促進(高齢者、障がい者、子育て世代への支援の充実)	
77	災害等の不測の事態に備えた普段のコミュニケーションの促進	
78	市民のふれあい、交流、情報共有等の拠点づくり	◎ふれあい、交流の拠点づくり
79	自治会を核としたコミュニティの強化	◎地域コミュニティの強化

2) 基本方針


多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働^{※1}によるまちづくりが重要です。そのため、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

^{※1}協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
<p>■協働によるまちづくりの推進</p> 	◎市民参加を促進する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手法の検討 住民投票制度の運用 パブリック・コメント手続の運用 審議会等の公募委員の拡充 市民活動団体への支援
	◎協働の仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「市長への手紙」及び「市政メール」の活用 「市長と話そう集会」の活用 「市長と話そう（手紙編）」の活用 市政懇談会の実施 地区社会福祉協議会活動の推進
	◎互いに支え合う地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯体制、防犯活動の推進 自主防災組織の育成
	◎ふれあい、交流の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体等の情報提供 地域における子育て支援サービスの充実 高齢者の交流促進
	◎地域コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動活性化の推進 地区集会施設整備への支援 多世代交流センターの設置

4) 施策の内容

◎市民参加を促進する仕組みづくり

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、市民の手によるまちづくりアイデアの募集等、市民参加の手法を検討し、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。また、パブリック・コメント手続^{※1}の運用及び審議会等への公募委員の拡充、住民投票制度の運用等により、市政に対する公平の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図り、開かれた市政運営を目指します。

加えて、介護保険法等の改正等により、NPO法人やボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、その担い手となる市民活動団体の育成・支援を行います。

【主な事業】

- 市民参加手法の検討
- 住民投票制度の運用
- パブリック・コメント手続の運用
- 審議会等の公募委員の拡充
- 市民活動団体への支援

【関連する野田市の計画】

- 行政改革大綱実施計画

^{※1}パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続

【市民等に期待される役割】

- ・市民参加の機会への積極的な参加
- ・まちづくりの取組への積極的な参加
- ・まちづくりに関心を持つこと
- ・パブリック・コメント手続及び審議会等への公募を活用した市政への積極的な参加
- ・市民活動団体への積極的な参加
- ・市民活動団体の安定的な運営

◎協働の仕組みづくりの推進

市政懇談会等を通して、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。

【主な事業】

- ・「市長への手紙」及び「市政メール」の活用
- ・「市長と話そう集会」の活用
- ・「市長と話そう（手紙編）」の活用
- ・市政懇談会の実施
- ・地区社会福祉協議会活動の推進

【関連する野田市の計画】

- ・野田市地域福祉計画

【市民等に期待される役割】

- ・まちづくりの取組への積極的な参加

◎互いに支え合う地域づくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。

災害対策基本法の改正に伴い、自助、共助、公助^{※1}の連携が明記されたことから、共助として自治会等を単位とする自主防災組織の設立を推進し、地域の防災力向上を図ります。

地域においては、市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。

【主な事業】

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

^{※1} 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

【市民等に期待される役割】

- ・ 自主防犯組織への積極的な参加
- ・ 防災訓練等への積極的な参加
- ・ 自主的な防災体制づくり

◎ふれあい、交流の拠点づくり

市民活動支援センターの機能体制を強化し、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。さらに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、市民活動支援センターのホームページで市民活動団体が行うイベントや会員募集等の情報を発信し、市民活動団体の支援を図ります。

また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信します。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図るとともに、えんがわ等の事業の充実により、高齢者の交流促進を図ります。

【主な事業】

- ・ 市民活動団体等の情報提供
- ・ 地域における子育て支援サービスの充実
- ・ 高齢者の交流促進

【関連する野田市の計画】

- ・ 野田市エンゼルプラン
- ・ 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画）

【市民等に期待される役割】

- ・ 市民活動団体への積極的な参加

◎地域コミュニティの強化

東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、地域コミュニティの核となる自治会等への加入率が減少傾向にあります。自治会事務事業の見直しを進めるなかで、自治会の負担軽減を図るとともに、効果的な自治会活動や地区集会施設整備への支援を行い、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

【主な事業】

- ・ 自治会活動活性化の推進
- ・ 地区集会施設整備への支援
- ・ 多世代交流センターの設置

【市民等に期待される役割】

- ・ 自治会活動への積極的な参加
- ・ 地域住民同士が交流を深めること

5) 指標・目標値

◎市民参加を促進する仕組みづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26 人	55 人

◎互いに支え合う地域づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	100%

◎ふれあい、交流の拠点づくり

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内 8 つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666 人 (69,756 人) ※ () 内は 子ども館利用者数	191,700 人 (159,800 人) ※ () 内は 子ども館利用者数

◎地域コミュニティの強化

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	81%

●基本方針2 情報発信・共有の充実

1) 市民の意見



No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
80	市民が必要とする情報の迅速・的確な発信	◎迅速・的確な情報提供

2) 基本方針

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
<p>■情報発信・共有の充実</p>  	◎迅速・的確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・情報提供マニュアルの見直し及び活用 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現 ・情報公開制度の充実

4) 施策の内容

◎迅速・的確な情報提供

情報通信技術や情報処理技術が急速に進展していく中で、情報通信技術の利活用促進に向けた基盤整備が重要となっていることから、携帯電話やスマートフォン、タブレットといったモバイル端末^{※1}等を利用した情報提供を推進します。

また、公衆無線LAN^{※2}環境の整備の検討等により、防災情報ネットワークシステム構築に努めるとともに、公衆無線LANを使ったインターネット接続サービスの利用で市民の積極的なコミュニティ参加を図り、情報発信や交流を通して地域の活性化につなげます。

情報の受け手に配慮した分かりやすい情報提供を目指し、情報提供マニュアルの見直しや周知の徹底を図ります。加えて、野田市が置かれている状況と市政の状況に対する市民の理解が深まるよう、情報提供マニュアルに基づき、市報、ホームページ等の充実に努めるとともに、情報化の進展に対応し、様々なメディアによる情報提供を推進します。

※1 モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

※2 公衆無線LAN…電波でデータの送受信を行うことができるよう無線通信を使用してインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ることで、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展を目指します。

【主な事業】

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動^{※1}の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

【市民等に期待される役割】

- ・情報提供の充実への理解と協力
- ・市報等を通じて市政に関心を持つこと
- ・情報公開制度への理解と有効活用

5) 指標・目標値

◎迅速・的確な情報提供

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (令和12年度)
市ホームページ 年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814 件	1,773,000 件

^{※1}パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動

●基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進


1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
40	人権教育の推進	◎人権教育の推進
81	男女共同参画社会の推進	◎男女共同参画社会の推進

2) 基本方針

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
<p>■人権尊重・男女共同参画社会の推進</p> 	◎人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・啓発資料の作成配布 ・隣保館事業の充実 ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進 ・企業人権教育研修の実施 ・社会人権学習講座の実施
	◎男女共同参画社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画促進 ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

4) 施策の内容

◎人権教育の推進

市民一人一人が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現するため、人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく取組を推進し、学校等の様々な場において人権教育と啓発を図ります。女性、子ども等に係る人権課題についても正しい理解と意識改革を図るため、講演会等を通じて啓発に努めます。

また、あらゆる差別の問題を扱う人権教育の充実を図り、人権尊重意識の一層の高揚に努めます。

【主な事業】

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

【関連する野田市の計画】

- ・野田市男女共同参画計画
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画

【市民等に期待される役割】

- ・人権問題に対する正しい認識

◎男女共同参画社会の推進

性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。

また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター^{※2}を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。

また、DVと児童虐待は密接に関連していることから、関係機関との情報共有を強化し一体的に支援します。

【主な事業】

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

【関連する野田市の計画】

- ・野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱
- ・野田市男女共同参画計画

【市民等に期待される役割】

- ・男女共同参画社会実現のための取組への理解と協力

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

※2 シェルター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく施設で、DV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護を行う。

5) 指標・目標値

◎人権教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26%
人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	31.5%
社会人権学習講座の参加者数	公民館、福社会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公民館 78人 福社会館 139人	公民館 120人 福社会館 150人

◎男女共同参画社会の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
審議会等における女性委員の登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%